

登別市国民健康保険における擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて（平成13年12月25日付け保発第291号都道府県知事あて厚生労働省保険局長通知）に基づき、国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯（以下「擬制世帯」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による世帯主の変更を届け出ることなく、新たに当該世帯の被保険者を世帯主とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で、国民健康保険の世帯主となることを希望する者は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第10条の2の規定により、世帯主の変更を国民健康保険の擬制世帯における世帯主変更届出書（別記様式。以下「届出書」という。）により届け出るものとする。

(届出の審査等)

第3条 前条の届出書の提出があったときは、次の各号のいずれにも該当する場合には限り、世帯主の変更を認めるものとする。

- (1) 擬制世帯の世帯主（以下「擬制世帯主」という。）の同意を得ていること。
- (2) 擬制世帯主の国民健康保険税が完納されていること（擬制世帯主の国民健康保険税に未納がある場合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項に定める特別の事情があると認められること又は当該未納の額が一定期間内に擬制世帯主により完納されることが見込まれること若しくは変更後の世帯主が当該未納額について完納する旨の確約があること。）。
- (3) 世帯主の変更後も、国民健康保険税の納付及び各種届出の義務の履行が確実に見込まれること。
- (4) 国民健康保険事業運営上支障がないと認められること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、世帯主の変更を認めることができる。この場合において、次条第1号及び第2号の規定は適用しない。

- (1) 擬制世帯主と世帯主となることを希望する者が離婚しているとき。
- (2) 擬制世帯主が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (3) その他前2号に準ずる特別の事情があるとき。

3 前2項の規定により、世帯主の変更が認められた場合の世帯主の変更日は、届出書の提出があった日の属する月の初日（その日が月の初日であるときは、その日）からとするものとする。

（世帯主の再変更）

第4条 世帯主の変更後、次に掲げる事由が生じたときは、職権により世帯主を変更することができる。

（1）前条第1項第2号の確約等が履行されなかったとき。

（2）変更後の世帯主について国民健康保険税の滞納等国民健康保険事業の運営上支障が生じたとき又は生じるおそれがあるとき。

（3）住民基本台帳法の規定による住民基本台帳に記載されている世帯主が国民健康保険の被保険者となったとき。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年告示第64号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年告示第97号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第32号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

国民健康保険の擬制世帯における世帯主変更届出書

| | | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|----|
| 被保険者記号番号 | 変更前 記号番号 | 登 | 変更後 記号番号 | 登 |
| 擬制世帯主 | 氏名 | | | 性別 |
| | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | |
| 変更後の世帯主 | 氏名 | | | 性別 |
| | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | |
| <p>上記のとおり、世帯主を変更することについて同意します。 また、世帯主を変更する条件を確認する範囲内で世帯の所得状況、生活状況等について調査することについて同意します。 なお、世帯主変更後に国民健康保険税の滞納等、国民健康保険事業運営上支障が生じたとき又は支障が生じる恐れがあると認められるときには、再度、私が世帯主となることを確約いたします。</p> <p>登別市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">擬制世帯主 住所 氏名 印 電話 () —</p> <p>※第3条第2項（離婚等）に該当する場合は、擬制世帯主の同意は不要です。</p> | | | | |
| <p>上記のとおり、世帯主の変更を届け出ます。 なお、変更後は、国民健康保険税の納税義務並びに各種届出義務を履行することを確認いたします。</p> <p>登別市長 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出人 住所 (変更後の世帯主) 氏名 印 電話 () —</p> | | | | |
| <p>注意事項 擬制世帯主であった方が、国民健康保険の被保険者になった場合は、当該擬制世帯主であった方を国民健康保険の世帯主とすることになります。</p> | | | | |

※以下は記入しないこと。

| 調査確認項目 | 調査確認結果（○×で記入） | |
|--|---------------|-------------|
| | 第3条第1項 | 第3条第2項（離婚等） |
| 擬制世帯主の同意を得ていること | | |
| 擬制世帯主が国民健康保険税を完納していること | | |
| 変更後の世帯主に納税に対する理解を得ていること | | |
| 世帯主変更後も各種届出の義務や国民健康保険税の納付義務の確実な履行が見込めること | | |
| 国民健康保険事業の運営上支障がないと認められること | | |